会議事項(1)

地域公共交通確保維持改善事業費補助金に係る生活交通ネット ワーク計画(地域内フィーダー系統確保維持計画)について

当協議会が活用している地域公共交通確保維持改善事業費補助金については、生活交通ネットワーク計画(地域内フィーダー系統確保維持計画)を策定し、国土交通大臣の認定を受ける必要がある。

第20回会議にて説明したとおり、地域公共交通確保維持改善事業費補助金の要綱については、国土交通省にて、改正作業を実施し、今般、改正の詳細が示されたところである。これに伴い、平成30年度申請の提出期限についても、平成29年8月末まで延長された。具体的な改正内容は、従来から定量的な目標を設定し、効果を検証することとなっていたが、さらに、この目標を達成するために行う事業及び実施主体について、具体的に記述する欄が追加された。

具体的には、2の3の「2、の目標を達成するために行う事業及びその実施 主体について、①制度の理解を促すパンフレット作成配布(実施:市)、②制 度周知のための啓発品(うちわ、ウェットティシュ、絆創膏)作成配布(実施: 市、協議会)などを目標を達成するために実施していく旨を記載した。

ついては、別添のとおり「生活交通ネットワーク計画(地域内フィーダー系 統確保維持計画)」を策定したので、国土交通大臣に申請することとしたい。

○地域内フィーダー系統確保維持計画認定申請書等 (2ページ~)